

第21期 第6回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和4年2月14日（月） 10:00から

場 所 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室

（10階南西角）

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）第5種共同漁業権に係る令和4年度増殖目標量(案)について(協議)

（2）第5種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」について（報告）

（3）令和4年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）について（諮問）

（4）えつ資源回復方策に関する取組状況について（報告）

（5）その他

3 閉 会

出席者名簿

佐賀県内水面漁場管理委員会

委員 有吉 敏和 様

委員 坂本 兼吾 様

委員 藤村 美穂 様

委員 田中 和宏 様

委員 草野 剛 様

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口 泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦

主任主査 永江 康生

有明水産振興センター資源研究担当

係長 佃 政則

主査 野田 進治

(案)

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、令和4年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定めた。

令和4年2月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

漁業法（昭和24年法律第267号）

（内水面漁場管理委員会）

第171条

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に
存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖
に関する事項を処理する。

水産庁通知（平成24年6月8日24水管第684号）

イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖
を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各
漁業権者に示し、かつ、
委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示してく
ださい。

第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めている ものを除く。)	特記事項
内共第1号	川上川	ヤマメ	32kg	全長 10cm	—		
		アユ	21 "	" 6 "	—		
		コイ	6 "	" 10 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	15 "	" 9 "	—		
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	470kg	全長 成魚 25cm 稚魚 5cm	—		
		コイ	100 "	" 20 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	10 "	" 10 "	—		
内共第3号	玉島川	ヤマメ	270kg	全長 18cm	—		
		アユ	595kg	" 10~17 "	—		
		コイ	50 "	" 40 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	4 "	" 6 "	—		
		ウナギ	8 "	" 30 "	—		
		シロウオ	—	—	—		
		モクズガニ	520kg	甲幅 4cm	—		
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		
		アユ	10 "	" 7 "	—		
		コイ	18 "	" 25 "	—		
		フナ	10 "	" 17 "	—		
		オйкаワ・カワムツ	1 "	" 10 "	—		
		モクズガニ	25 "	甲幅 5 "	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		
		フナ	90 "	" 20 "	—		
		ウナギ	280 "	" 20 "	—		
		テナガエビ	70 "	" 7.5 "	—		
		モクズガニ	120 "	甲幅 5 "	—		

第5種共同漁業権に係る令和4年度増殖目標量(案)

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項	
内共第1号	川上川						解散手続き中	
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	310kg	全長 成魚 20cm 稚魚 5cm	—		・470kg⇒310kg 減量	
		コイ	100 "	" 20 "	—			
		オイカワ・カワムツ	10 "	" 10 "	—			
内共第3号	玉島川	ヤマメ	260kg	全長 18cm	—		・270kg⇒260kg 減量	
		アユ	580kg	" 10~17 "	—		・595kg⇒580kg 減量	
		コイ	50 "	" 40 "	—		令和3年度と変更なし	
		オイカワ・カワムツ	4 "	" 6 "	—			
		ウナギ	8 "	" 30 "	—			
		シロウオ	—	—	—	—		
		モクズガニ	510kg	甲幅 4cm	—		・520kg⇒510kg 減量	
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		令和3年度と変更なし	
		アユ	12 "	" 7 "	—		・10kg⇒12kg 増量	
		コイ	18 "	" 25 "	—		令和3年度と変更なし	
		フナ	10 "	" 17 "	—			
		オイカワ・カワムツ	1 "	" 10 "	—			
		モクズガニ	25 "	甲幅 5 "	—			
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		令和3年度と変更なし	
		フナ	90 "	" 20 "	—			
		ウナギ	280 "	" 40 "	—			
		テナガエビ	70 "	" 5 "	—			
		モクズガニ	120 "	甲幅 7 "	—			

水産第4258号
令和4年2月9日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口 祥義



第5種共同漁業権に係る「資源管理の状況等の報告」
について（報告）

このことについて、漁業法第90条第1項の規定に基づき各漁業権者から報告がありましたので、同条第2項の規定に基づき下記のとおり意見を付して報告します。

記

- 1 すべての漁業権者において概ね計画どおりの義務放流がおこなわれている。
- 2 多くの漁業権者が河川清掃などの環境整備に取り組んでいる。
- 3 イベントなど地域と連携した取り組みも見受けられる。
- 4 以上のことから、資源管理及び漁場の活用が適切に行われていると認められる。
- 5 「資源管理の状況等の報告」を踏まえて、県に提出されている「増殖及び漁業生産力の発展に関する計画」に対する点検を年1回以上行い、必要に応じて計画の見直しを行うことが望ましい。

（担当：農林水産部水産課）

資源管理の状況等の報告(第5種共同漁業権)

令和3年11月29日

報告対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

団体名：川上川漁業協同組合

1 資源管理の状況

(1) 漁業関係法令の遵守状況

- ・漁業法及び佐賀県漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

(2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

①実施状況 なし

②遵守状況

(3) 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

- ・増殖目標量の設定に即して対象魚種の放流を行っている。
- ・産卵場の保全（放流前）
- ・カワウの追い払い

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

(2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

(3) 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

} 別紙のとおり

(4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

- ・遊漁券の販売枚数 16枚
- ・魚種別増殖実施量 報告済

3 その他必要な事項

- ・事業計画書及び業務報告書 別紙のとおり

資源管理の状況等の報告（第5種共同漁業権）

令和4年1月27日

報告対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

団体名：古湯地区漁業協同組合

1 資源管理の状況

(1) 漁業関係法令の遵守状況

- ・漁業法及び佐賀県漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

(2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

①実施状況

別紙のとおり

②遵守状況

遵守されている。

(3) 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

- ・目標増殖量に基づく対象魚種の放流を行っている。
- ・漁場改善のための取組（河川の葦切り）を実施する。
- ・漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保のため、効率的な漁場巡回活動を行う。
- ・古湯温泉主催の祭り等で、やまめの遊漁の取組に協力する。

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

(2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

(3) 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

別紙のとおり

(4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

- ・遊漁券の販売枚数 令和2年度 450枚
- ・魚種別増殖実施量 令和2年度 4回 ヤマメ340kg

3 その他必要な事項

別添：令和3年度総会資料のとおり

資源管理の状況等の報告（第5種共同漁業権）

令和3年5月26日

報告対象期間：令和2年5月18日～令和3年3月31日

団体名： 玉島川漁業協同組合

1 資源管理の状況

(1) 漁業関係法令の遵守状況

・漁業法及び佐賀県漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

(2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

- ① 実施状況 共同漁業権行使規則第4条漁業の方法等、第6条体長等の制限及び第7条漁具漁法の制限又は禁止並びに第8条禁止区域の条項に基づき実施している。
- ② 遵守状況 遵守されている。

(3) 共同漁業権に基づく定着生水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

- ・増殖目標量の設定に即して対象魚種の放流をおこなっている。
- ・アユの人工孵化 10月6日実施
- ・効率的な漁場巡回指導 6月15日、7月21日実施
- ・規則等の規制を遵守させるための周知看板の作成設置 3カ所
- ・唐津土木事務所が実施される玉島川環境調査（魚類調査）に対し協力（年2回）

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

種別	組合費	行使権種類	行使権者
A	5,000円	鮎（釣、投網）山女、おいかわ、もくずかに、うなぎ、鯉	30
B	3,000	鮎（投網）山女、おいかわ、もくずかに、うなぎ、鯉	63
C	2,000	山女、おいかわ、もくずかに	89
D	1,000	山女、おいかわ	19
しろうお	入札	しろうお	入札落札者

(2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

種 別	操 業 期 間
鮎	6月15日～12月31日
山女	3月 1日～ 9月30日
おいかわ	3月 1日～12月31日
もくずかに	7月20日～12月31日
うなぎ	6月15日～12月31日
鯉	7月 1日～12月31日
しろうお	1月 1日～ 4月30日

(3) 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額

種 別	漁獲量 kg	漁獲金額 千円
鮎	400	—
山女	230	—
おいかわ	10	—
もくずかに	1,200	—
うなぎ	80	—
鯉	5	—
しろうお	98	300

※ 特に鮎については増殖のため放流を実施したが、大雨や鶴、サギ等の食外により漁獲量は少なかった。

(4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施数

- ・遊漁券の販売枚数 162枚
(鮎31枚、山女129枚、うなぎ1枚、おいかわ1枚)
- ・魚種別増殖実施数 報告済

3 その他必要な事項

- ・事業計画書及び業務報告書 別紙のとおり

資源管理の状況等の報告（第5種共同漁業権）

令和3年5月18日

報告対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

団体名：相知町伊岐佐漁業協同組合

1 資源管理の状況

(1) 漁業関係法令の遵守状況

- ・佐賀県内水面漁業調整規則など関係法令並びに行使規則及び遊漁規則を遵守している。

(2) 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

①実施状況 別紙1、別紙2のとおり

②遵守状況 遵守されている。

(3) 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

- ・増殖目標量の設定に即して対象魚種の放流を行っている。
- ・河川の清掃を4月に1回

2 漁場の活用状況

(1) 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数

- ・別紙3のとおり

(2) 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間

- ・別紙3のとおり

(3) 漁業の種類ごとの漁獲量

- ・別紙3のとおり

(4) 採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

- ・遊漁券の販売枚数 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため販売していない。
- ・魚種別増殖実施量 報告済

3 その他必要な事項

○ 漁業法（抜粋）

昭和 24 年 12 月 15 日

法律第 267 号

(漁業権者の責務)

第七十四条 漁業権を有する者(以下この節及び第一百七十条第七項において「漁業権者」という。)は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

2 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員(漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下この項において同じ。)が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

(平三〇法九五・追加)

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(平三〇法九五・追加)

(内水面漁場管理委員会)

第一百七十一条

1～3項 略

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(平一一法八七・一部改正、平三〇法九五・旧第三百十条繰下・一部改正)

令和二年農林水産省令第四十七号

漁業法施行規則（抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

水産第4198号
令和4年2月8日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会長 有吉 敏和 様

佐賀県知事 山口祥義



令和4年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）について（諮問）

えつ流し刺網による採捕許可につきましては、令和3年7月20日で許可の有効期間が満了しています。

ついては、別添許可方針（案）のとおり許可期間及び定数を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第33条第5項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和4年度えつ流し刺網による採捕許可方針（案）

えつ流し刺網による採捕の許可については、資源の有効利用及び漁業秩序の維持を図るため、佐賀県漁業調整規則の定めによるほか、この方針により処理する。

1 採捕の種類

えつ流し刺網による採捕

2 許可の対象

次のいずれかの者に限る。

佐賀県有明海漁業協同組合の諸富町支所、早津江支所、大詫間支所及び南川副支所に所属する組合員

3 採捕の区域

次のア及びイの点を結んだ直線から下流の筑後川及び早津江川の水域
ただし、筑後川は次のウ及びエの点を結んだ直線まで、早津江川は次のオ及びカの点を結んだ直線までとする。

点ア 福岡県久留米市城島町大字下田開平江川河口水門東角

点イ 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

点ウ 福岡県柳川市大字七つ家字永松の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱

点エ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱

点オ 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱

点カ 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

4 採捕の期間

5月1日から7月20日まで

5 許可の有効期間

令和4年5月1日から令和4年7月20日まで

6 許可隻数

137隻以内とする

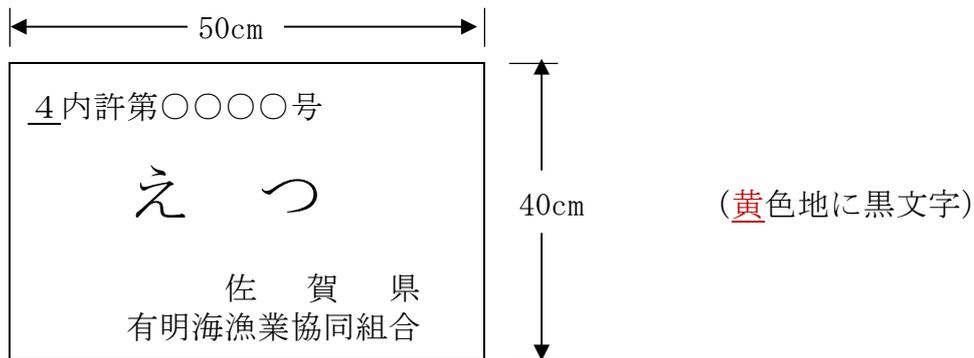
なお、佐賀県有明海漁業協同組合の支所別の許可隻数については、次表の範囲内とするが、支所間で協議を行い、調整が整った場合にはこの限りではない。

漁業協同組合名（支所名）	許可隻数
佐賀県有明海漁業協同組合	137
（諸富町支所）	（104）
（早津江支所）	（ 8）
（大詫間支所）	（ 21）
（南川副支所）	（ 4）
合計	137

※諸富町支所は旧千代田支所の許可枠を含む。

7 条件

- (1) 採捕は、漁業を営む場合に限ることとし、遊漁は認めない。
- (2) 使用する網の長さは200メートル以下、網丈は2.5メートル以下でなければならない。
- (3) 設置する漁具の網目は、網目15センチメートルにつき8.5節以下（目合4センチメートル以上、節間2センチメートル以上）でなければならない。
- (4) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (5) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (6) 網に石等の付属のおもり（通称：石うち）をつけて採捕してはならない。
ただし、鐘ヶ江大橋から下流域は除く。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50メートルの範囲内にとめておかなければならない。
- (8) 採捕中は、次の標識を船舷上1メートル以上の高さに掲げなければならない。

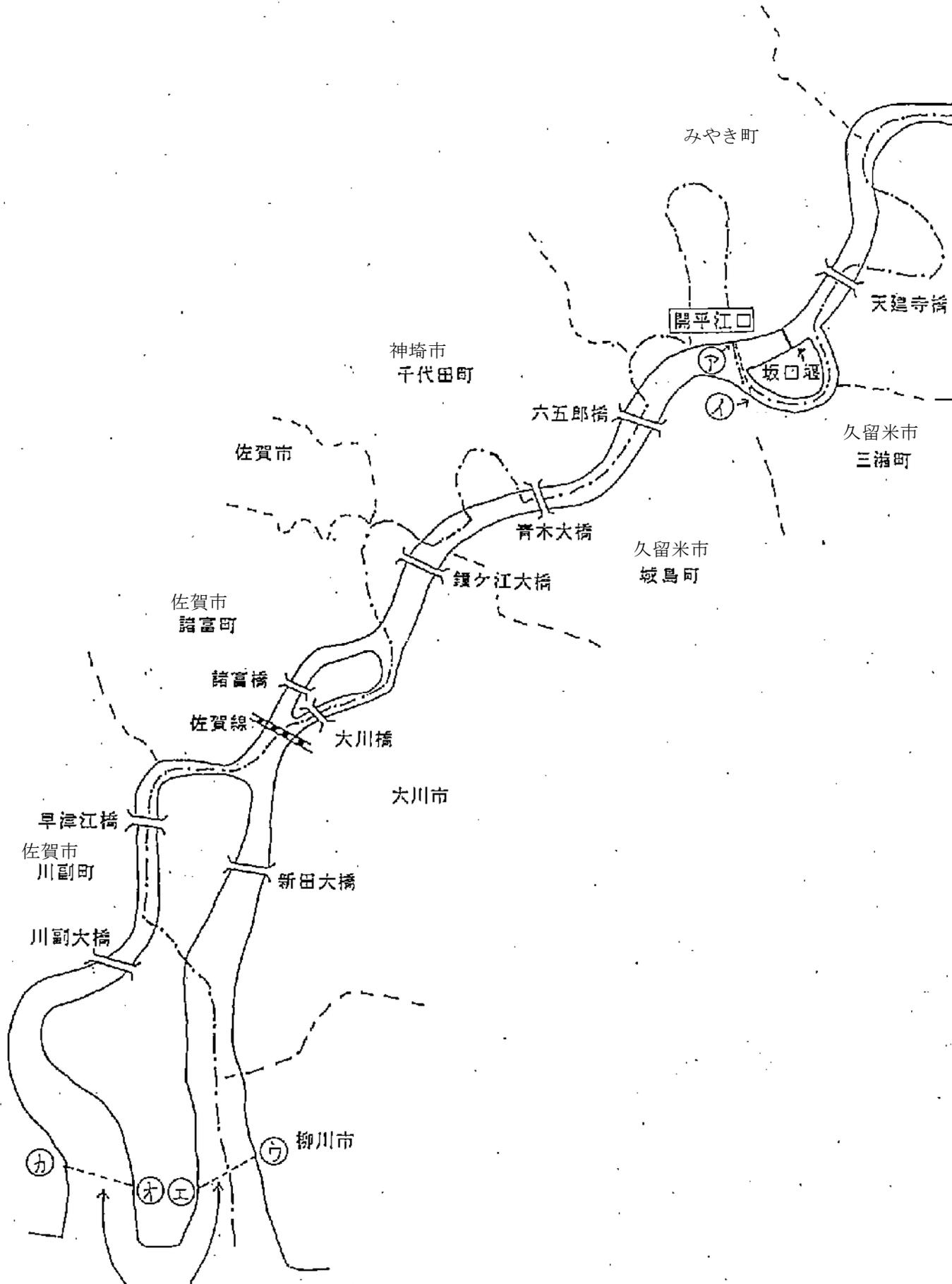


- (9) 採捕に当たっては、船舶の航行に支障を与えてはならない。
- (10) 夜間（日没から日の出まで）の採捕の際には、網に燈火をつけなければならない。
- (11) 採捕期間終了後、別に定める様式により、8月31日までに採捕実績報告書を提出しなければならない。

附 則

この方針は令和4年2月 日から施行する。

えつ流し刺網漁業 漁場図



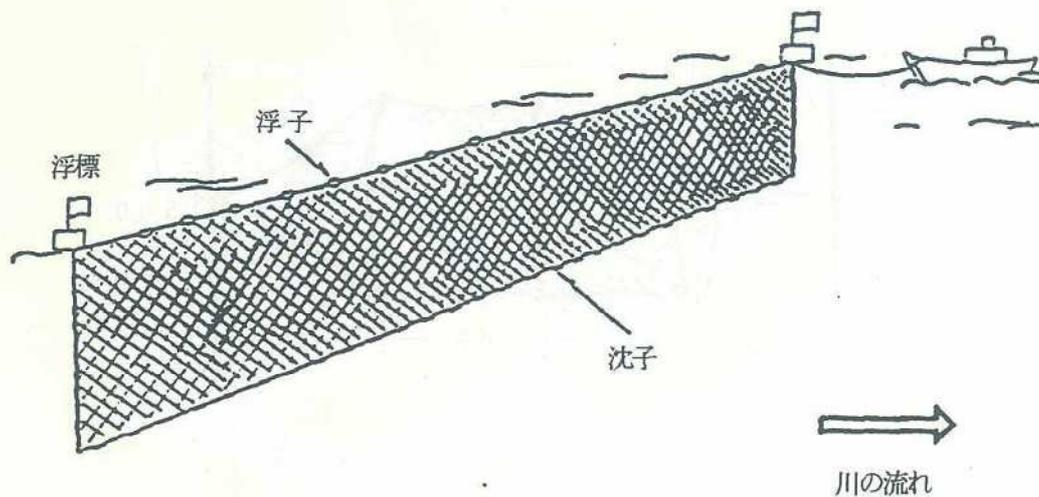
内水面と海面の境界

漁具・漁法の名称：エツ流し刺網

漁具の構造：1枚の細長い帯状の網で、上辺に浮子、下辺に沈子が付いている。

網の長さ：200m、網丈：2.5m

網目：2.5cm（目合5cm）



漁法：小型船舶を使用し、潮流に対し直角に一直線に投網し、潮の流れに沿って流す。
夜間の操業の際には、浮標に燈火をつけて操業する。

漁期：5月～7月下旬

対象魚：えつ

主な河川又は湖沼：筑後川

地方名称及び由来：

< 佐賀県 > エツ流し刺網漁業の漁獲量等の推移(漁業者報告)

年 度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
操 業 者 数	137	137	140	137	140	140	138	139	140	141	140	140	141	141	140	138	141	141	141	60	
漁 獲 量	合計 (kg)	14,106	11,203	11,362	35,831	33,497	34,976	32,198	44,810	38,339	33,655	33,038	34,784	39,848	40,687	40,770	31,817	17,210	14,426	7,176	1,777
	平均(kg/人)	101	82	81	261	239	250	233	322	274	239	236	248	283	289	291	231	122	102	51	30
操 業 日 数	合計 (日)	2,889	3,340	3,786	4,219	3,983	4,207	3,939	5,284	4,361	3,991	3,958	4,066	4,774	2,582	3,250	2,597	2,615	2,271	2,111	719
	平均(日/人)	21	24	27	31	28	30	29	38	31	28	28	29	34	18	23	19	19	16	15	12
C.P.U.E.(kg/人・日)	4.9	3.4	3.0	8.4	8.5	8.3	8.0	8.5	8.8	8.5	8.3	8.6	8.3	15.8	12.5	12.3	6.6	6.4	3.4	2.5	

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	
操 業 者 数	134	126	127	123	116	112	111	109	105	106	103	15	4	
漁 獲 量	合計 (kg)	2,600	2,616	1,659	1,458	1,650	1,596	1,527	1,077	762	927	852	108	12
	平均(kg/人)	19	21	13	12	14	14	14	10	7	9	8	7	3
操 業 日 数	合計 (日)	1,414	1,360	1,162	1,068	1,113	960	945	693	673	700	686	57	5
	平均(日/人)	11	11	9	9	10	9	9	6	6	7	7	4	1
C.P.U.E.(kg/人・日)	1.8	1.9	1.4	1.3	1.4	1.6	1.6	1.6	1.1	1.3	1.2	1.9	2.4	

○グラフデータ



内水面採捕一許可状況（R 4. 2. 1 現在）

採捕の種類 (第 33 条)	期 間		許可方針 (施行年月 日)	許可数 (定数)		委員会 審議月
(1) やな	1 年 R4. 2. 10～ R4. 4. 20		○ R3. 12. 22	1 名		12 月
(2) 魚ぜき				—		—
(3) 建網（建 切網、建干網及び 張切網を含む。）	3 年 R2. 2. 1～ R5. 1. 31		○ R 元. 12. 10	1 名		12 月 (3 年 毎)
(4) 流刺網	1 年 R3. 5. 1～ R3. 7. 20		○ R3. 3. 30	98 名 (137)		3 月
(5) 張網（ふ くろ網を含む。）	1 年 R3. 9. 25～ R3. 12. 30		○ R3. 8. 5	2 名		7 月
(6) よせ網 (地びき網を含 む。)	3 年 R2. 10. 1～ R5. 4. 15		○ R2. 8. 7	3 名 (15)		7 月 (3 年 毎)
(7) すっぽん 釜	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年 毎)
(8) 銚（すつ ぽんをとることを 目的とする場合に 限る。)	3 年 H29. 4. 1～ R2. 3. 31		○ 29. 3. 10	—		3 月 (3 年 毎)
(9) 投網（船 舶を使用する場 合に限る。)			○ 20. 5. 26	—		—
(10) う使（う 飼)				—		—

許可方針を定めるにあたって

諮問： 3 年より短い許可の有効期間を定めるとき（第 33 条第 5 項）は
内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

協議： 上記以外の場合

佐賀県漁業調整規則（令和2年11月27日、佐賀県規則第63号）抜粋

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) やな
- (2) 魚ぜき
- (3) 建網(建切網、建干網及び張切網を含む。)
- (4) 流刺網
- (5) 張網(ふくろ網を含む。)
- (6) よせ網(地びき網を含む。)
- (7) すっぽん笠
- (8) 鉾(すっぽんをとることを目的とするものに限る。)
- (9) 投網(船舶を使用する場合に限る。)
- (10) う使(う飼)

（第2項から第4項省略）

5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。